

船舶機関規則解説

条	船 舶 機 関 規 則	解 説																																										
	(昭和5 9 年8 月3 0 日運輸省令第2 8 号) 船舶安全法（昭和8 年法律第1 1 号）第2 条第1 項の規定に基づき、船舶機関規則（昭和3 1 年運輸省令第5 5 号）の全部を改正する省令を次のように定める。 第1 章 総則（第1 条－第3 条） 第2 章 機関の一般要件（第4 条－第1 2 条） 第3 章 原動機 第1 節 通則（第1 3 条－第1 8 条） 第2 節 内燃機関（第1 9 条－第2 5 条） 第3 節 蒸気タービン（第2 6 条－第2 9 条） 第4 節 ガスタービン（第3 0 条－第3 4 条） 第4 章 動力伝達装置及び軸系（第3 5 条－第4 1 条） 第5 章 ボイラ及び圧力容器（第4 2 条－第5 0 条） 第6 章 補機及び管装置 第1 節 通則（第5 1 条－第8 0 条） 第2 節 タンカーの補機及び管装置（第8 1 条－第9 0 条） 第7 章 機関の制御（第9 1 条－第9 4 条） 第8 章 機関区域無人化船の機関（第9 5 条－第1 0 0 条） 第9 章 雑則（第1 0 1 条－第1 0 2 条） 附則	改正年月日一覧表 <table><tr><th>改正次数</th><th>番号改正年月日</th></tr><tr><td></td><td>海安第 183 号平成 7 年 11 月 20 日</td></tr><tr><td>1</td><td>海査第 665 号平成 9 年 12 月 8 日</td></tr><tr><td>2</td><td>海査第 172 号平成 10 年 7 月 3 日</td></tr><tr><td>3</td><td>海安第 123 号平成 10 年 11 月 6 日</td></tr><tr><td>4</td><td>海安第 140 号平成 10 年 11 月 11 日</td></tr><tr><td>5</td><td>国海安第 156 号平成 14 年 4 月 3 日</td></tr><tr><td>6</td><td>国海安第 57 号平成 15 年 8 月 25 日</td></tr><tr><td>7</td><td>国海安第 177 号平成 16 年 4 月 5 日</td></tr><tr><td>8</td><td>国海安第 32 号平成 18 年 6 月 29 日</td></tr><tr><td>9</td><td>国海安第 48 号平成 19 年 7 月 9 日</td></tr><tr><td>10</td><td>国海安第 161 号平成 20 年 12 月 25 日</td></tr><tr><td>11</td><td>国海安第 199 号平成 21 年 4 月 9 日</td></tr><tr><td>12</td><td>国海安第 39 号平成 21 年 7 月 6 日</td></tr><tr><td>13</td><td>国海安第 75 号平成 21 年 12 月 2 日</td></tr><tr><td>14</td><td>国海安第 93 号平成 21 年 12 月 18 日</td></tr><tr><td>15</td><td>国海安第 60 号平成 22 年 6 月 30 日</td></tr><tr><td>16</td><td>国海安第 27 号平成 23 年 4 月 23 日</td></tr><tr><td>17</td><td>国海安第 58 号平成 23 年 6 月 13 日</td></tr><tr><td>18</td><td>国海安第 44 号平成 24 年 6 月 28 日</td></tr><tr><td>19</td><td>国海安第 46 号平成 25 年 6 月 28 日</td></tr></table> 6-1 船舶機関規則 (A) 機関規則心得により難しい機関については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。 (B) 機関規則心得において使用する用語の意義については、附属書[1]「用語の定義」に掲げるところによること。	改正次数	番号改正年月日		海安第 183 号平成 7 年 11 月 20 日	1	海査第 665 号平成 9 年 12 月 8 日	2	海査第 172 号平成 10 年 7 月 3 日	3	海安第 123 号平成 10 年 11 月 6 日	4	海安第 140 号平成 10 年 11 月 11 日	5	国海安第 156 号平成 14 年 4 月 3 日	6	国海安第 57 号平成 15 年 8 月 25 日	7	国海安第 177 号平成 16 年 4 月 5 日	8	国海安第 32 号平成 18 年 6 月 29 日	9	国海安第 48 号平成 19 年 7 月 9 日	10	国海安第 161 号平成 20 年 12 月 25 日	11	国海安第 199 号平成 21 年 4 月 9 日	12	国海安第 39 号平成 21 年 7 月 6 日	13	国海安第 75 号平成 21 年 12 月 2 日	14	国海安第 93 号平成 21 年 12 月 18 日	15	国海安第 60 号平成 22 年 6 月 30 日	16	国海安第 27 号平成 23 年 4 月 23 日	17	国海安第 58 号平成 23 年 6 月 13 日	18	国海安第 44 号平成 24 年 6 月 28 日	19	国海安第 46 号平成 25 年 6 月 28 日
改正次数	番号改正年月日																																											
	海安第 183 号平成 7 年 11 月 20 日																																											
1	海査第 665 号平成 9 年 12 月 8 日																																											
2	海査第 172 号平成 10 年 7 月 3 日																																											
3	海安第 123 号平成 10 年 11 月 6 日																																											
4	海安第 140 号平成 10 年 11 月 11 日																																											
5	国海安第 156 号平成 14 年 4 月 3 日																																											
6	国海安第 57 号平成 15 年 8 月 25 日																																											
7	国海安第 177 号平成 16 年 4 月 5 日																																											
8	国海安第 32 号平成 18 年 6 月 29 日																																											
9	国海安第 48 号平成 19 年 7 月 9 日																																											
10	国海安第 161 号平成 20 年 12 月 25 日																																											
11	国海安第 199 号平成 21 年 4 月 9 日																																											
12	国海安第 39 号平成 21 年 7 月 6 日																																											
13	国海安第 75 号平成 21 年 12 月 2 日																																											
14	国海安第 93 号平成 21 年 12 月 18 日																																											
15	国海安第 60 号平成 22 年 6 月 30 日																																											
16	国海安第 27 号平成 23 年 4 月 23 日																																											
17	国海安第 58 号平成 23 年 6 月 13 日																																											
18	国海安第 44 号平成 24 年 6 月 28 日																																											
19	国海安第 46 号平成 25 年 6 月 28 日																																											
第 1 条	第 1 章 総則 (定義) この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 機関 原動機、動力伝達装置、軸系、ボイラ、圧力容器、補機及び管装置並びにこれらの制御装置をいう。 2 主機 船舶の主たる推進力を得るための原動機をいう。 3 補助機関 主機以外の原動機をいう。 4 主要な補助機関 発電機（非常電源の用に供するものを除く。）を駆動する補助機関及び船舶の推進に係のある補機を駆動する補助機関をいう。 5 ボイラ 火炎、高温ガス又は電気により蒸気、温水等を発生させる装置をいう。 6 圧力容器 ボイラ以外の気体又は液体が内部にある容器又は熱交換器であって、常用最大圧力が0．1メガパスカルを超えるものをいう。	第 1 章 総則 (定義) 1.0(a) 電気推進装置を有する船舶にあつては、「主機」とは、推進用発電機を駆動する原動機をいう。 (b) 油圧モーターにより推進する船舶にあつては、「主機」とは、推進のための油圧を発生する油圧ポンプを駆動する原動機(当該油圧ポンプが電動機により駆動される場合にあつては、当該電動機を駆動するための電力を発生する発電機を駆動する原動機)をいう。 (c) 「船舶の推進に係ある補機」とは、附属書[1]「用語の定義」に掲げるものをいう。 (d) 「ボイラ」には、発生させた蒸気、温水等を他へ供給しない装置を含まない。																																										
第 2 条	(特殊な機関) この省令の規定に適合しない特殊な機関であって管海官庁（船舶安全法施行規則（昭和3 8 年運輸省令第4 1 号）第1 条第1 4 項の管海官庁をいう。以下同じ。）がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるものについては、この省令の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。																																											
第 3 条	(特殊な船舶) 潜水船その他管海官庁がこの省令の規定を適用することがその構造上困難であると認める船舶																																											

	については、この省令の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。	
--	---	--